第6章

実現化方策

6 実現化方策

6－1．まちづくりの実現に当たっての基本的な考え方

まちづくりの本来の目的は、あらゆる人々にとって安全で、快適で美しい空間づくりをしていくことであり、人々が愛着心や満足感をもって永続的に活動することにあります。

このようなまちづくりを実現するためには、公共空間のみならず住民や事業者の所有する空間も大きく関わるため、住民や事業者の理解と協力が不可欠です。

「基山町まちづくり基本条例」では、町民主役のまちづくりを基本理念とし、町民・議会・行政の役割と責務を明らかにすることで、町民主体の自治の実現を図ることをめざしています。

都市計画マスタープランでも、まちづくり基本条例の理念に基づき、町民（住民、事業者を含む）、行政のあらゆる主体がまちづくりの方向性を共有し、互いの主体性を尊重して自らの責任と役割を認識しながら、将来像の実現に向けて取り組むことを基本とします。

6－2．まちづくりの実現に当たっての取組

目標とするまちの将来像の実現に向けて、以下の点を重視してまちづくりを推進します。

（1）協働によるまちづくり
（2）協働のまちづくりの実践
（3）都市計画マスタープランの進行管理と見直し

6－2－1．協働によるまちづくり

まちづくりの主役は町民であり、町民と行政の適切な役割分担と相互の協働によるまちづくりを進めていきます。

まちづくり条例等の活用

基山町は、まちづくりを協働により進めていく基本的なルールを定め、住民をはじめ事業者、議会、町の責務を明らかにすることで、町民が主体となる自治の実現を目的として、平成 23 年 4 月に「基山町まちづくり基本条例」を制定しました。

また平成 31 年 1 月に策定した「基山町歴史的風致維持向上計画」に基づき、町は、歴史まちづくりを地域住民自らが考え実行していく協議会への活動助成を行っております。

町民の方々が抱いている「地域への想い」を形にし、いつまでも快適に暮らせる地域となるよう、地域主体による活動や計画策定・ルールづくりを推進します。

■まちづくり条例を活用した取組事例

「第 7 区自治会」では、第 7 区の個性を活かし、魅力的な地域にしていくため「桜でつなぐ心の絆 自然と歴史が息づくまち 7 区」を総合テーマとした「第 7 区自治会まちづくり計画」を策定しました。平成24年にまちづくり計画策定団体として承認され、計画に基づき、地域づくりに取り組まれています。

■基山町歴史的風致維持向上計画に基づく取組事例

令和 2 年に地元住民により設立された、「木山口町まちづくり協議会」では、木山口町に残る造り酒屋や製薬会社といった歴史的建造物や街並み、そしてこれを舞台とした人々の活動という歴史的風致の維持・向上を目指し、誇りを持って末永く住み良く憩えるまちとする取り組みが行われています。

まちづくりについての情報提供

町がまちづくりに関する計画等を策定する場合は、「基山町まちづくり基本条例」の規程に従い、町民参加を保障するため、広報誌やホームページ等を通じて情報を公開するとともに、町民が意見等を提案できるように、パブリックコメントやアンケート調査、意見交換会、町民ワークショップ等を実施します。

個人情報保護にも配慮した行政情報の公開に努めるとともに、住民の利便性の向上や町が保有するデータの利活用の推進に向けて、オープンデータ化に取り組みます。

6－2－2．協働のまちづくりの実践

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の将来のまちの姿を描いたものであり、それを実現するためには、多岐にわたる事業を展開していかなければなりません。

そのため、長期的かつ段階的な視点に立って、国や県の補助・助成制度を有効に活用し、効率的な事業展開を図ります。

効率的かつ効果的な事業の推進

限られた財源の中で、効率的かつ効果的にまちづくりを進めるため、町民のまちづくりに対する機運を醸成するとともに、事業の必要性、緊急性などを検討し「選択と集中」により、まちづくりの効果の高いものから順に事業を進めます。

都市計画制度などの活用検討

都市計画マスタープランに基づき、都市計画区域区分の見直し、長期間事業未着手の都市計画道路（黒谷線）の検討、地区計画制度を活用したまちづくりの推進、立地適正化計画に基づく拠点の集約化に向けた居住・都市機能の誘導に取り組みます。

関係機関等との連携強化

計画を実現していくには、本町単独では取組が困難なことや、周辺自治体と連携することで効果が増大するものがあります。特に、道路・交通対策、公共施設の連携利用、防災対策等の課題については広域的な連携が重要となります。連携内容や範囲、有効性を十分に検討したうえで、国・県・周辺自治体、その他の関係機関との連携を強化するとともに、本計画に示すまちづくりの基本的な考え方について、理解と協力を求めていきます。

まちづくり活動への支援体制の強化

町民主体のまちづくりを推進するため、まちづくり基金事業補助金、街なみ環境整備協議会活動助成事業補助金等制度を活用し、地域団体、NPO(特定非営利活動団体)、住民ボランティア等の支援を行い、地域で支え合うまちづくりを広げます。

また、協働のまちづくりの実現には、町職員の育成が必要となるため、研修等により、内部体制の強化を図ります。

6－2－3．都市計画マスタープランの進行管理と見直し

（1）関連計画及び上位計画の着実な推進

都市計画マスタープランは、総合的で中長期的なまちづくりの方向性を示す計画であり、まちの将来像は、関連計画及び上位計画における詳細な検討を経て実現されます。

関連計画及び上位計画には、具体的な取組・事業の内容や目標とするスケジュールが記載され、具体的な取組・事業については、定期的な進捗管理を実施し、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善・見直し（Action）の PDCA サイクルにより着実に推進します。

（2）都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の 2042 年（令和 24 年）を目標としています。本計画による都市づくりを進めるうえで、将来の社会経済情勢や都市構造の変化を的確に把握し、上位計画等の動向を踏まえながら、おおむね 10 年を目途に必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の見直しの検討にあたっては、町民に広く情報提供することはもとより、都市計画審議会等の専門的な知識や客観的意見を取り入れることとします。

参考資料

参考資料

1．策定体制

都市計画マスタープランの策定にあたっては、「基山町都市計画マスタープラン検討委員会」、「基山町都市計画審議会専門部会」を組織し、町民の意見を反映しながら検討しました。

「基山町都市計画マスタープラン検討委員会」では、検討する内容のうち、各課で掲げている施策や目標との整合が必要な部分について、関係各課の課長・参事で調整を行いながら、まちづくりの方向性を検討しました。

「基山町都市計画審議会専門部会」では、学識経験者や関係団体代表、町民代表により構成され、計画案に対しての意見を聴取しました。

■計画の策定体制

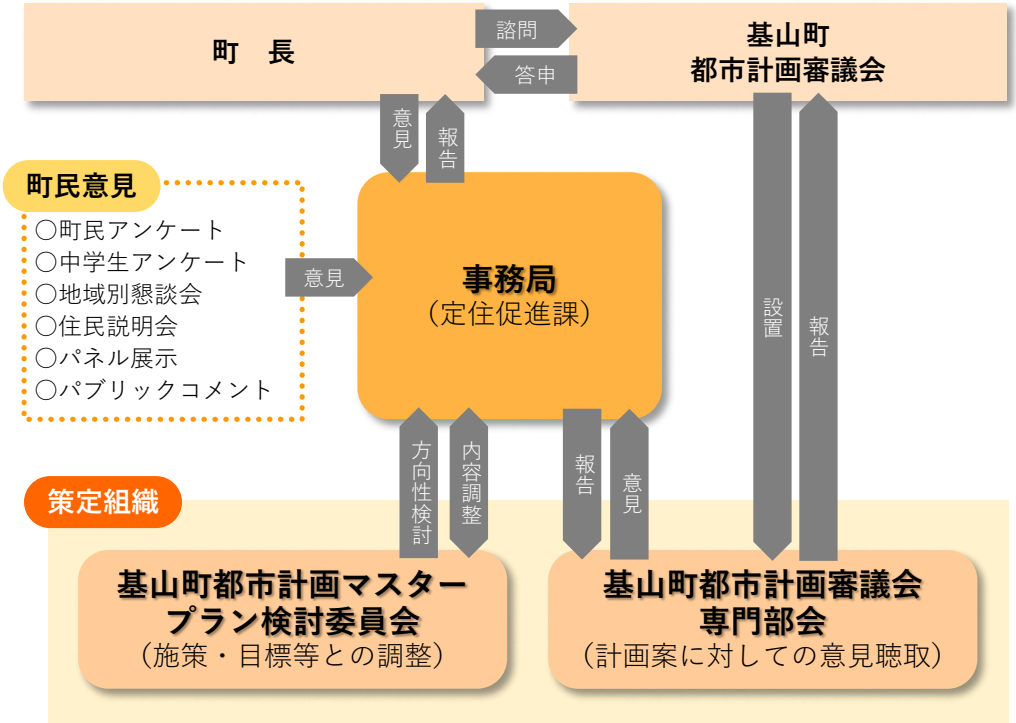

2．各検討組織の委員

1．基山町都市計画マスタープラン検討委員会

<table>
<tr><th>役職</th><th colspan="2">所属</th></tr>
<tr><td>委員長</td><td colspan="2">副町長</td></tr>
<tr><td>副委員長</td><td>定住促進課</td><td rowspan="11">課長</td></tr>
<tr><td rowspan="12">委員</td><td>総務課</td></tr>
<tr><td>財政課</td></tr>
<tr><td>企画政策課</td></tr>
<tr><td>住民課</td></tr>
<tr><td>健康増進課</td></tr>
<tr><td>福祉課</td></tr>
<tr><td>こども課</td></tr>
<tr><td>産業振興課</td></tr>
<tr><td>まちづくり課</td></tr>
<tr><td>建設課</td></tr>
<tr><td>教育学習課</td></tr>
<tr><td>プラチナ社会政策室</td><td rowspan="5">参事</td></tr>
<tr><td>保育園</td></tr>
<tr><td>ブランド化推進室</td></tr>
<tr><td>図書館</td></tr>
<tr><td>公共工事計画室</td></tr>
</table>

2．基山町都市計画審議会専門部会

氏名	団体・役職	備考
柴田　久	福岡大学工学部　教授	会長
水田　久男	基山町農業委員会　代表	副会長
堀田　政二	（株）堀田工務店　代表取締役会長	
桒野　久明	基山町議会代表	
宮崎　厚志	東部土木事務所　所長	
原　則幸	第 3 区区長	
梁井　正義	第 6 区区長	
久保山　多喜子	基山町商工会女性部　副部長	

3．基山町都市計画審議会

氏名	団体・役職	備考
桒野　久明	基山町議会　代表	会長
田口　英信	基山町商工会　会長	副会長
大久保　由美子	基山町議会　代表	
天本　勉	基山町議会　代表	
宮崎　厚志	東部土木事務所　所長	
山口　信善	JA さが基山支所　所長	
天本　富孝 埜口　益美	第 4 区区長（令和 3 年度） 第 16 区区長（令和 4 年度）	
水田　久男	基山町農業委員会　代表	
日野　春記	町民代表	
勝木　博子	町民代表	

3．策定の経過

日程		内容	
令和3年	9月1日 ～9月17日	基山町都市計画マスタープラン策定にあたっての町民アンケート（回答数：紙面版 777/1,850 人（回収率 42%）、Web 版 91 人）	
	9月13日	基山町都市計画マスタープラン策定にあたっての中学生アンケート（基山中学校 2 年生を対象に実施（回答数：123 人））	
	12月22日	第1回基山町都市計画マスタープラン検討委員会	●都市計画マスタープラン策定に係るアンケート結果について ●基山町における現況と課題について
令和4年	1月14日	第1回基山町都市計画審議会専門部会	●基山町における現況と課題について ●地域別懇談会での説明事項について
	1月22日	基山町都市計画マスタープラン地域別懇談会	●基山町としてのまちづくり方向性の説明、アンケート結果の報告 ●居住地域の「良いところ」、「悪いところ」についての意見交換の実施
	2月15日	基山町都市計画審議会	●都市計画マスタープランの見直しについて（報告）
	3月24日	第2回基山町都市計画マスタープラン検討委員会	●都市計画マスタープランの基本方針・部門別方針について
	10月11日	第3回基山町都市計画マスタープラン検討委員会	●都市計画マスタープランの素案について
	10月18日	第2回基山町都市計画審議会専門部会	●都市計画マスタープランの素案について
	12月15日 ～1月17日	基山町都市計画マスタープラン案についてのパブリックコメント	

日程		内容	
令和5年	1月4日 ～1月17日	基山町都市計画マスタープラン案に関するパネル展示	
	1月16日	基山町都市計画マスタープラン案に関する住民説明会	
	2月13日	第4回基山町都市計画マスタープラン検討委員会	●都市計画マスタープランについて
	2月27日	第3回基山町都市計画審議会専門部会	●都市計画マスタープランについて
	3月9日	基山町都市計画審議会	●都市計画マスタープランついて （審議）
	3月22日	基山町都市計画マスタープランの公表	

4．諮問・答申

諮問

基定第１１２９号
令和３年１２月２８日

基山町都市計画審議会
会長　　栗　野　　久　明　　様

基山町長　　松　田　　一　也

基山町都市計画マスタープランの策定について（諮問）

基山町都市計画審議会設置条例第２条第１号の規定に基づき、基山町都市計画マスタープランの策定について、基山町都市計画審議会に諮問する。

記

計画名称　　基山町都市計画マスタープラン

答申

令和５年３月９日

基山町長　松 田　　一 也　様

基山町都市計画審議会
会長　桒 野　　久 明

基山町都市計画マスタープランの策定について（答申）

令和３年１２月２８日付け基定第１１２９号で諮問を受けた、基山町都市計画マスタープランの策定については、計画どおり異存ありません。但し、計画を検討する過程において下記の意見が出されたため、付帯意見として附します。

記

１　計画名称　　基山町都市計画マスタープラン

２　付帯意見

（１）本計画に基づく事業については、農林業との調和を図りつつ、関係機関との調整を図りながら進められたい。

（２）全世帯配布を行う基山町都市計画マスタープラン（概要版）については、表紙や図の色づかい等、視覚的にわかりやすいものにすること。

4．用語集

【あ行】

●アンダーパス

道路や線路などが平面に交わってしまうことのないように、道路や線路の下をくぐりぬけるように設置された地下道のことです。

●運行業務支援負担金

コミュニティバスなどの運行を維持するために必要な経費を運賃収入で賄いきれない場合に、自治体が運行事業者に支出している負担金のことです。

●オープンデータ

主に国や自治体が公開している、誰もが利用可能なデータのことです。

【か行】

●回遊性

中心市街地などにおいて、一つの施設だけでなく、近接する店舗や施設を併せて利用することによって、滞在時間を増加させることです。

●核家族

「夫婦のみ」、「夫婦と未婚のこども」、「父親または母親とその未婚のこども」の世帯のことです。

●合併処理浄化槽

台所、トイレ、洗面所、風呂場等から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする設備のことで、下水道が整備されていない箇所において設置されます。

●環境基本計画

自然環境と人間生活が調和する誰もが住みよいまちをつくることを目指して町が策定する計画のことです。

●急傾斜地崩壊危機箇所

傾斜度 30 度以上、がけ高 5m 以上の急斜面で、崩壊した際に住宅や学校、病院等に被害が生じる恐れのある箇所のことです。

●居住誘導区域

立地適正化計画において、人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう、居住を誘導すべき区域のことです。

●区域区分（線引き）

都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域に区分することです。

●空洞化

都市の大きさが変わらないにも関わらず人口が減少し、都市内に使われない小さな穴が空くスポンジのように人口密度が下がっていくことです。

●クリーンエネルギー

二酸化炭素や窒素酸化物など、大気汚染・地球温暖化の原因となる物質を排出しない、あるいは排出が少ないエネルギーのことです。

●公共施設等総合管理計画

自治体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のことです。

●高度利用

高層な建物を建てることによって、土地を空間的に利用することです。

●高齢化率

総人口に対して 65 歳以上の高齢者人口が占める割合のことです。

●国勢調査

日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5 年ごとに行われる調査のことです。

●護岸工事

河川の堤防が急な水の流れによって削られないように、安全に保護するための工事のことです。

●50 戸連たん制度

都市計画法 34 条第 11 号に基づく制度で、市街化区域に隣接または近接する土地の区域内において、条例で区域を定めて、一定の開発行為を認める制度のことです。

【さ行】

●再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことです。

●市街化区域

既に住宅や商業施設等の整備が進んでいる、もしくはおおむね 10 年以内に整備を進めていく区域のことです。

●市街化調整区域

農地や緑地の保全が優先され、原則として新たな開発・建築行為を禁止し、市街地の無秩序な拡大を抑制する区域のことです。

●自然増減

出生・死亡による人口の増減のことです。

●自然的土地利用

田や畑、山林など自然環境の保全を維持すべき土地利用のことです。

●シティプロモーション

各自治体が実施する地域のイメージ向上やブランド確立のための宣伝・広報・営業活動のことです。

●社会増減

引越による転入・転出による人口の増減のことです。

●終末処理場

汚水を最終的に処理して河川や海域等に放流するために設けられる施設のことで、下水処理場とも言います。

●住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する記録を行う公簿のことです。

●浚渫（しゅんせつ）

河川、運河などの水底にたまった土砂などを取り除く土木工事のことです。

●小規模児童遊園

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の小規模な施設のことです。

●職住近接

自宅と勤め先との距離が近いことです。

●人口集中地区（DID）

人口密度が高く、以下の要件を満たす地域のことです。

①原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接している地域

②①の要件を満たし、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域

●浸水想定区域

大雨により堤防が決壊し、河川が氾濫した際に浸水する可能性のある区域のことです。

●森林整備計画

自治体における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるものです。

●生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれをとりまく無機的環境（水、大気、光など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことです。

●絶滅危惧種

絶滅の恐れが生じている野生生物のことです。

●総合計画

自治体が計画的な行政運営を行っていくための最上位計画であり、どのような自治体を目指すかについて、将来目標や施策を示したものです。

【た行】

●大規模小売店舗

建物内の店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超える店舗のことです。

●耐用年数

住宅などの資産を利用できる期間のことです。

●多世代交流施設

子どもからお年寄りまで幅広い世代の居場所並びに活動及び交流の場を提供することにより、多世代交流の促進を図ることを目的とした施設のことです。

●地域地区

都市計画において、土地利用に関して一定の規制等を適用する区域として指定された地域や地区、街区のことです。

●地域防災計画

災害が発生した際の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して自治体が総合的に定めた計画のことです。

●地域優良賃貸住宅

居住の安定に特に配慮が必要な世帯に良好な賃貸住宅の供給を促進するため、自治体が整備する住宅のことです。

●地区計画

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と自治体が連携しながら地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けて「まちづくり」を進めていく手法です。

●治山・砂防施設

山地の荒廃を復旧したり、未然に防ぐほか、土砂災害を防止する施設のことです。

●昼夜間人口比率

その地域に住んでいる人口（夜間人口）に対する他の地域から通勤・通学している人口（昼間人口）の割合のことです。

●低炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やチタンなどの温暖化ガスを極力排出しない経済社会のことです。

●低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、青空駐車場などの利用がされている土地や、長期間に渡り利用されていない土地、周辺地域の利用状況に比べて利用の頻度が低い土地のことです。

●特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

●都市機能誘導区域

立地適正化計画において、医療・福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な誘導を図る区域です。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要のある区域（都市計画区域）において、人口、人や物の動き、土地の利用のしかたについての見通しを明らかにし、将来的にどのようにしていきたいかを具体的に定める計画です。なお、策定は県が行います。

●都市計画道路

都市の骨格を形成し、安全で安心な生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通において最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のことです。

●都市公園

都市計画区域内に自治体が設定した公園、緑地等のことです。

●都市施設

道路や公園、上下水道など、良好な生活環境を確保する上で必要な施設のことです。

●都市的土地利用

住宅用地や商業用地、工業用地など主として都市における生活や活動を支えるための土地利用のことです。

●土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した際に、住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがある区域のことです。

●土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域の中でも、土砂災害が発生した際に特に危害が生じる恐れがある区域のことで、一定の開発行為や居室を有する建築物の構造が規制されています。

【な行】

●農業振興地域

おおむね 10 年以上にわたって農業振興図る区域のことです。

●農用地区域

農業振興地域内において、農地の中でも特に生産性の高い農地として指定された区域のことです。農用地区域に指定された土地は、原則として用途以外の目的で使用することが出来ません。

【は行】

●バイオマス

動植物等の生物から作り出される有機性のエネルギー資源のことです。

●パーソントリップ調査

「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような時間帯に」「どのような交通手段で」移動したかを調査するものです。これらの情報を基に、各交通手段の利用割合や交通量を求めることができます。

●パブリックコメント

策定しようとしている各計画の作成過程において、住民の方に公表し、意見、問題点、課題、情報等をいただき、いただいた意見等について取りまとめたうえで自治体としての考え方を公表する制度のことです。

●バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁となるものを除去することです。

●費用対効果

施策等に対して、投資した費用に対してどれだけの効果があったかを表す指標のことです。

●ベッドタウン

大都市に近い地域にあり、都心へ通勤する人を中心に発達した住宅地のことです。

●包括協定

複数の自治体もしくは自治体と民間企業が協力し、地域の活性化等を推進することを目的として締結する協定のことです。

【ま行】

●モビリティサービス

自動車による移動や運搬をスムーズに行うためのサービスのことで、カーシェアリング（車を共同で使用するサービス）やライドシェア（自家用車の相乗り）などが該当します。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインすることです。

●容積率

敷地面積に対する建物の延床面積の割合のことで、居住環境の保護のために都市計画で「指定容積率」が定められています。

●用途地域

市街地を 13 種類の地域に分類し、建築できる建物の種類、用途の制限を定めたルールのことです。

【ら行】

●立地適正化計画

都市全体を見渡しながら将来の都市像を描き、都市拠点への居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクト＋ネットワーク型の都市の実現に向け、自治体が策定するアクションプランです。

●歴史的風致形成建造物

歴史的風致維持向上計画で定める重点区域内において、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建物のことです。

●歴史的風致維持向上計画

地域固有の歴史や文化、伝統を守り育て、次世代に継承し、魅力あるまちづくりを進めることを目的として自治体が策定した計画です。

●６次産業化

１次産業としての農林漁業と、２次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのことです。

【わ行】

●ワークショップ

まちづくりにおける共同作業を通して、参加者それぞれが考えを出し合い、お互いの意見を認め合い、合意形成をしていく会議手法のことです。

【A～Z】

●PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返して、目標の達成や業務改善などを行うセルフマネジメントの方法のことです。

●NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。